

第8回
マーチング&バトンステージ
全国大会
基本実施要項

日本マーチングバンド・バトントワーリング協会

大会名称：「第8回 マーチング&バトンステージ全国大会」

日 時：平成21年2月21日（土曜日）開場 12:30 開演 13:00（予定）
平成21年2月22日（日曜日）開場 12:00 開演 12:30（予定）

会 場：神奈川県民ホール
〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町3-1
TEL 045-662-5901

主 催：日本マーチングバンド・バトントワーリング協会

協 賛：株式会社日本オプティカル・株式会社フォトクリエイト・ヤマハ株式会社

後 援：神奈川県、神奈川県教育委員会、(社)全国高等学校文化連盟
日本スポーツバトン協会

主 旨：近年、日本の吹奏楽・マーチングバンド・バトントワーリングの発展には目を見張るものがあります。

一方、少子化問題をはじめとする、青少年を取り巻く環境は、学校生活、特に課外活動に対し大きな制約を与えております。このような状況において当協会がマーチングバンド・バトントワーリングの活動に新たな発想を取り入れて、より活発に、そして楽しく活動に取り組めるようにすることにより青少年に情操教育の場を提供していくことが当協会の社会に対する責務と考えます。

ステージ全国大会は、この責務の実現に向けて少人数でも効果的な表現が可能なステージ（舞台）、特に小編成の団体に対しても全国大会に参加できる機会を与えることにより活動意欲をもたらす大会と言えます。

当協会の活動目的は「体育教育の意義」及び「音楽教育の意義」にあり、この二つの要素を併せ持つこの活動は、正に「スポーツ芸術」の真髄であると考えます。そして、一人ひとりを生かしつつ、集団としての統一美を要求することにより自他の尊重、連帯、忍耐、協力、公正など人と関わる力も養われるこの事業こそ、当協会の目的を成就し、日本の「スポーツ芸術」の発展に寄与する大会であると確信する次第です。

【実施規定】

1、参加資格

(1) 平成20年12月1日現在、日本マーチングバンド・バトントワーリング協会に加盟団体登録を行っており、大会組織委員会に選考された団体。

※大会参加は加盟登録名で参加すること。

[1] 出場を希望する団体は、所属している都府県組織に出場希望申請書を提出する。
提出締切 平成20年12月 5日 (金) 必着

[2] 所属している支部組織に推薦される。

[3] 参加団体は、大会組織委員会が選考し決定する。

[4] 参加団体には、平成21年1月 9日 (金) までに通知する。

※北海道支部については、「第3回マーチング&バトステージフェスティバル」、
東北支部については、「第12回マーチング&バトコンテストオンステージ 東北大会」に、
沖縄支部については、「第21回マーチング イレキワ2008」に出場し、推薦されていること。

(2) 人数は自由とする。

(3) 下記手続きを終えていること。手続き締切 平成21年1月19日 (月) 必着

[1] 構成メンバーの登録書 (当日の構成メンバー数は登録人数以内であること)

※構成メンバーとは、当日ステージ上に入場し演奏演技及び指揮を行うメンバーを意味する。

[2] 参加申込書及び参加費の納入。(構成メンバー1名につき1,000円を納入する。)

[3] その他大会組織委員会が指定した書式の提出。

[4] 音楽著作権に関する書類の提出。

2-A、演奏、演技 (マーチングバンド/カラーガード)

(1) 演技ステージ中心に横18m×縦18mの正方形を実線で明示する。

(これを演技エリアという)

(2) 演技エリア外での演技は禁止とする。(楽器、器物をエリア外に置く事は可)

(演技ステージは別記の通りとする。)

(3) 演技エリア全域に4.5m間隔の十文字の印を明示する。

(4) マーチングバンド演技時間は6分以内とする。

(5) カラーガード演技時間は4分以内とする。

(6) カラーガード参加団体は出演者以外に1名が当日音響室に演技用テープを持参し、作動及び停止の合図を行うこと。作動合図は「スタート」停止合図は「ストップ」の言

葉を使用すること。(演技用テープはCD またはMD を使用する。MD の場合は、使用曲のみを録音したものを持参すること。CD の場合は、原盤のみの使用とし、トラックセットは参加団体が行う。)

2-B、演技 (バトントワーリング/ポンポン・ペップアーツ)

- (1) 演技ステージ中心に横18m×縦18mの正方形を実線で明示する。
(これを演技エリアという)
- (2) 演技エリア外での演技は禁止とする。(楽器、器物をエリア外に置く事は可)
(演技ステージは別記の通りとする。)
- (3) 演技ステージ全域に4.5m間隔の十文字の印を明示する。
- (4) 演技時間は4分以内とする。
- (5) 参加団体は出演者以外に1名が当日音響室に演技用テープを持参し作動及び停止の合図を行うこと。作動合図は「スタート」停止合図は「ストップ」の言葉を使用すること。(演技用テープはCD またはMD を使用する。MD の場合は、使用曲のみを録音したものを持参すること。CD の場合は、原盤のみの使用とし、トラックセットは参加団体が行う。)

※演技時間とは演奏、演技開始から終了までとする。

3、エントリー

- (1) 区 分
ディビジョン1＝当該年度の支部大会に参加経験のある団体。
ディビジョン2＝ディビジョン1以外の団体。(特に少人数あるいは特徴ある団体。)
- (2) 編 成
 - ★小学生の部★
 - ①単一、複数団体を問わず小学生による編成。
 - ★中学生の部★
 - ①単一、複数団体を問わず中学生または小学生を含む編成。
 - ★高校・一般の部★
 - ①単一、複数団体による編成。但し、未就学児は除く。

4、講評及び表彰

- (1) 講評者は5名とする。
- (2) ディビジョンごと各部門に特別賞を授与する。

5、大会における著作権について

大会参加における著作権は著作権法に基づきこれを遵守すること。

- 1:プロップ等に人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは模写して使う場合は肖像権等の使用許諾が必要です。
- 2:使用曲には下記音楽著作権使用許諾申請が必要です。

マーチングバンド部門

◆音楽著作権使用許諾について

使用曲には下記音楽著作権使用許諾申請が必要です。

1. 市販の楽譜利用、及び自作曲の場合は、適用除外となります。
2. 原曲を自らアレンジした楽譜で利用する場合は、各団体ごとに原曲の作曲者または著作権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。
尚、著作権は著作者の死後50年を経ると消滅する事が原則ですが、著作者の著作権の有無はJASRAC(=日本音楽著作権協会)の団体管轄支部に直接お問い合わせ下さい。(使用料等の金額並びに支払方法も提示される事があります。)
3. 使用許諾を証明する書類を提出すること。
尚、著作権を所有している団体によっては公式の許諾用書式がない場合も想定されますが、その場合は、著作権所有の団体名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等(コピー可)を添付してご提出下さい。

バントワーリング/カラーガード/ボンボン・ペップアーツ部門

◆音楽著作権使用許諾について

使用する演技曲は下記の手続きを行わないと大会で音を流すことができません。

1. 使用する曲の音源(テープ、CD、MD等)については、団体の責任において直接出版元に使用許諾申請を行ってください。
※複数の曲を使用する場合は、使用曲全てに適用されます。
※許諾が下りるまでに日数がかかる場合がありますので注意して下さい。
2. 使用許諾を証明する書類を提出すること。
※条件なしで許諾された場合はそれを証明する書類を提出して下さい。
※条件付きで許諾された場合は版元より出される許諾を証明する書類及び有料の場合は振り込み済みの用紙を添えて提出して下さい。
※大会で使用した演技曲について万が一版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理して頂きますのでご承知おき下さい。

◆複製権使用許諾について

(複製権使用許諾については、演技用テープがMDの場合行うこと。)

1. 許諾が下りたCD等音源を編集する場合もしくは一括録音をして使用する際に、複製権(録音利用料)が発生致します。JASRACへの申請は主催協会で行いますが、JASRACからの請求金額は使用する団体の自己負担となりますので、ご承知おき下さい。

(録音利用金額は一曲につき 400 円です。利用料の請求書は、大会実施より約 1 ヶ月後に協会より団体宛に郵送致します。)

尚、録音利用許諾のシールは交付されなくなりました。従ってディスクに貼るシールは必要ありません。

※北海道支部・東北支部・沖縄支部については、JASRAC シール発行廃止により、支部事務局から本部事務局へ、録音利用明細書(写し)の提出が今回より義務づけられました。

◆演技用テープについて

[MDの場合]

1. 出演者以外に 1 名が当日音響室に演技用MDを持参し作動及び停止の合図を行うこと。
2. 作動合図は「スタート」、停止合図は「ストップ」の言葉を使用すること。
3. 演技用MDは、音楽著作権使用許諾並びに複製権使用許諾を受けたMDを使用すること。
4. 録音方法は、LPモード(録音時間が2倍・4倍)ではなくノーマルモード(標準)とすること。
6. MDには部門・構成・団体名を入れること。

| | |
|---------------------------------|--|
| △ | |
| < 部 門 > < 構 成 > < 団 体 名 > | |

[CDの場合]

1. 出演者以外に 1 名が当日音響室に演技用CDを持参すること。
2. CDのトラックセット及び作動は参加団体で行う。停止は「ストップ」の言葉を使用し、合図を出すこと。
3. 演技用CDは、原盤のみの使用とすること。

以上の内容についてのお問い合わせは、日本マーチングバンド・パトントワーリング協会(03-3842-5291、Email: jmba@japan-mba.org) または、直接日本音楽著作権協会(JASRAC) 03-3481-2121、ホームページ <http://www.jasrac.or.jp> にお問い合わせ下さい。

6、器 物

「器 物」とは、楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。

「手 具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

- (1) 手具・器物の搬入搬出は、安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をすること。
尚、ここでいう搬入搬出とは、演技ステージへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。
- (2) 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会組織委員会に提出すること。
 - I. 化学反応で発光するケミカルライト類は、その安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。
 - II. 火気・ガス類・液体類（シャボン玉等）及び固形燃料類は、使用を禁止する。
- (3) 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。
- (4) スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。
- (5) 事前に申請のあった団体の電気の使用を許可する。但し、100V×15A 以内の容量とする。

7、その他

- (1) 参加に要する各団体個々の経費は、各参加団体の負担とする。
- (2) 構成メンバーの登録は、演技予定者名を記載し参加費を納入する。
- (3) 納入された参加費は、返却しない。
- (4) ステージに入場できる人数は、登録人数以内とするが、メンバーの変更は認める。
- (5) 前日、本番ステージでのリハーサルを実施予定。
- (6) ビデオ撮影・写真撮影
 - ※参加団体用記録席
 - 大会組織委員会の指定する座席において、写真1名・ビデオ2名（自団体のみ）撮影することができる。
 - その他のビデオ撮影、写真撮影は一切禁止とする。
- (7) 参加団体の駐車場
 - 楽器用運搬トラックについては、各団体1台に限り駐車兼通行証を発行する。
 - ただし、駐車兼通行証の申込がないと、会場でのトラックの駐車が出来ない。
 - また、会館併設の有料駐車場を利用することが出来ない。バス駐車を希望する団体は、各団体にて近隣の駐車場を手配すること。

尚、楽器用トラックを2台以上希望する場合も、2台目以上の駐車は同様となる。

(8) 弁当

弁当に関してはJTBにて斡旋を予定。(出場決定後、案内送付)

(9) 出演者席について

館内に出演者席を準備する予定。

8、入場券販売

(1) 一般販売

料 金：入場券 2,000円 (前売り券 別途送料 500円)

※ 出演者席を除くすべての席が自由席となる。

販 売：日本マーチングバンド・バトントワーリング協会

当協会ホームページ (<http://www.japan-mba.org/>) に詳細を掲載。

(2) 参加団体への販売

・出場決定後、参加団体アンケートにて受付。

9、お問い合わせ

・日本マーチングバンド・バトントワーリング協会事務局
〒110-0015 東京都台東区東上野 6-10-1 大崎ビル 4階
tel 03-3842-5291 / 03-5806-3400
fax 03-3842-5292 / 03-5806-3401